

セーフティネット資金（一般枠）

取引先の倒産や事業活動の制限により経営の安定に支障を来している中小企業者等を支援します。

制 度 名	セーフティネット資金（一般枠）
対 象 者	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの (1) 知事が指定する「指定再生手続開始申立等事業者」に対する債権（売掛金等）の回収に困難を来しているもの (2) 知事が指定する「指定事業活動制限事業者」と取引関係にあり、売上高等が減少しているもの (3) 知事が指定する「指定地域」内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等が減少しているもの (4) 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当し、セーフティネット保証の認定を受けたもの ⇒ ダイハツ工業（株）の生産停止により 売上高等が減少している事業者が認定の対象となります。
融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	運転資金
融 資 期 間	8年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有利率 年1.35%（固定） 責任共有外利率 年1.20%（固定）
信用保証料率	年0.4%～年1.7% （セーフティネット認定の場合 年0.4%～年0.91%）
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

セーフティネット資金ご利用の流れ

市町村※の
担当窓口で
セーフティネット保証の
認定書を取得融資の
申込融資審査
保証審査保証承諾
融資実行

※認定申請する市町村
法人：登記上の住所地又は事業実体のある
事業所の所在地の市町村
個人：事業実体のある事業所の所在地の市町村

※審査の結果ご希望
に添えない場合が
あります。

申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、
しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>